

□起業に関する支援

商業起業者定住促進事業	
商店街の空き店舗を活用して卸売・小売業、飲食業、サービス業の起業をお考えの方	
小樽市産業港湾部商業労政課 電話 0134-32-4111(内265)	
対象	商店街等の空き店舗における商業起業者（市外からの移住者を含む）
内容	経営安定化と本市の定住促進を目的に店舗家賃等の一部を助成 ① 起業に資すると認められる研修費用の2/3(上限3万円) ② 家賃の2/3、期間:1年間(上限月額5万円)
創業支援事業	
市内に事務所等を設置し、新たに小売業、サービス業ほかの企業をお考えのかた	
小樽市産業港湾部産業振興課 電話 0134-32-4111(内263・264)	
対象	市内で新たに創業する方で、本市の認定特定創業支援事業（小樽商工会議所のワンストップ相談窓口又は小樽商人塾）による支援を受けているほか、しない金融機関の融資を利用するなどの対象要件を満たす方
内容	創業に要する経費の一部を補助 ① 事務所等家賃の1/2、期間:6カ月間(上限月額5万円) ② 内外装工事費の1/2(上限100万円)※施工は市内業者限定 ③ 創業初期の融資返済利子12回分(上限10万円) ※家賃補助については、商業起業者定住促進事業との併用不可



□子育てに関する支援

親子の交流の場や子育てのアドバイスを求めている方 <地域子育て支援センター>		
小樽市福祉部子育て支援課 電話 0134-32-4111(内398)		
対象	子育て中の親子(就学前の子どもと保護者)	
内容	・市内3カ所に地域子育て支援センターを開設し、親子の交流の場、仲間づくりの場を提供 ・センター開放や子育て講座のほか、保育士による育児相談等、様々な子育て支援事業を実施	
子どもの預かりなどの援助が必要な方 <ファミリーサポートセンター>		
小樽市福祉部子育て支援課 電話 0134-32-4111(内398)		
対象	0歳から小学6年生までの子どもがいる保護者	
内容	・育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)の組織による育児の援助活動[保育所や幼稚園等への送迎や預かりなど] ・事前の会員登録が必要	
家庭教育の支援や子育て仲間をお求めの方 <小樽わくわく共育ネットワーク>		
小樽市教育委員会教育部生涯学習課 電話 0134-32-4111(内531)		
対象	主に子育て中の保護者や児童生徒	
内容	・子どもたちが健康でイキイキと自分らしく学び、親子が共に成長して暮らしていける街にすることを目的に活動する、家庭教育支援事業の一組織 ・「子育ては街育て」をモットーに情報発信やイベントの企画運営 ・生涯学習プラザ「レピオ」内にキッズスペースを常設し、家庭教育相談にも対応	
小学6年生までのお子様がいいらっしゃる方 <こども医療費助成制度>		
小樽市医療保険部後期高齢・福祉医療課 電話 0134-32-4111(内311)		
対象	3歳未満	負担額 初診時一部負担金のみ(医科580円、歯科510円) 医療費の1割(上限あり)
	3歳から小6までの市民税非課税世帯	
	3歳から小6までに市民税課税世帯	
(所得制限あり) ※平成28年8月から小学生の医療費助成を入院外に拡大		